

全国健康保険協会の業績に関する評価（船員保険）

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等			
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進				
<p>【評価の視点】 加入者の医療費、健診データを分析するとともに、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化のための取組みを総合的に推進しているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>加入者の疾病予防を目的として特定健康診査等を実施したほか、一人ひとりの健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」や船員の食生活をテーマとした小冊子の配布など、健康増進の意識の向上に向けた取組みを行っています。</p> <p>加入者の皆様に対して「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費通知」などを送付することにより医療費に関する積極的な情報提供を行うとともに、レセプト点検において、査定事例の共有化や点検員研修等の実施による点検技術の向上を図るなど、医療費の適正化等を目的とした取組みを行っています。</p> <p>このほか、今後の健康づくりの取組み等の検討に役立てるため、加入者の皆様の医療費の傾向やオーダーメイドの「情報提供冊子」を受け取られた方のその後における医療機関の受診行動について調査分析を行うなど、保険者としての取組みを総合的に推進しました。</p>			
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化などの保険者としての取組みを強化するため、「医療費通知」の送付や下船後の療養補償の適正受診の促進などに取り組むとともに、24年度においては「ジェネリック医薬品の使用促進」や「被扶養者資格の再確認」などの船員保険が協会に移行された後の新たな取組みにも着手しました。 ・特定健診等については、実施率の向上に向けて「実施機関の拡大」、「受診手続きの簡素化」、「特定保健指導の利用者負担額の軽減」などの各種取組みを行っています。 ・保健事業としては、このほか、健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」や船員の食生活をテーマとした小冊子の配布など、健康増進の意識の向上に向けた各種取組みも行っていきます。 ・また、今後の健康づくりの取組み等の検討に役立てるため、加入者の皆様の医療費の傾向のほか、オーダーメイドの「情報提供冊子」を受け取られた方のその後における医療機関の受診行動について分析を行っています。 	B	<p><委員ご意見></p> <p>○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進で、特にオーダーメイドの「情報提供冊子」は、自分がどのような健康状態にあるのかということ把握することになり、健診・保健指導の促進に繋がっていくと思うので、このような取組みは評価できる。</p> <p>○協会の積極性に見習ってか、区の中にはNPOや健康づくり協会等と連携して小中学校において、メタボリック対策を行っているところもあり、結果を急がずに辛抱強く目的率を高められたい。</p> <p>○業種の特性から加入者と保険者との接点が少ないなかで、協会けんぽからの示唆を受けて、ようやく本格的な活動に取り組みはじめたように思われる。業種の特性を踏まえた特色のある保険者機能の発揮を期待したい。事業主との提携も不可欠であると思われる。</p>	<p><最終評価></p> <p>●一人ひとりの健康状態に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」を配布し、その後の医療機関の受診行動についての情報分析を行う等の取組みについては、今後の健診・保健指導の促進に繋がっていくものと考えられる。また、平成24年度から新たに「ジェネリック医薬品軽減額通知」の取組みを行っているが、この取組みは、医療費適正化に資するものであることから、今後、更に使用促進が図られるよう、取組みを強化されたい。</p>	B'

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等			
(2) 情報提供・広報の充実				
<p>【評価の視点】 加入者や船舶所有者の視点を意識し、ホームページや船員関係機関誌等により、わかりやすく積極的な情報提供・広報を適切に実施しているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>加入者や船舶所有者への情報提供・広報については、ホームページや関係団体の機関誌を活用し、タイムリーな情報提供と丁寧な広報活動に努めています。</p> <p>ホームページには、申請手続きや健康づくりに関する情報などを盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載しました。また、25年3月の協会ホームページのリニューアルに伴い、申請書ダウンロードや保険料額表など、アクセスの多いページへのリンクを設定したバナーをトップページに設置するなど、レイアウトも見直しました。さらに、船員保険の各種申請について説明したコンテンツ「こんなときどうする」及び「よくあるご質問」を新設するなど、加入者や船舶所有者の皆様役に役立つ情報の提供に努めています。</p> <p>インターネットを利用いただけない加入者や船舶所有者の皆様を含め、幅広い広報を目的に、船員保険の業務を簡潔に紹介した「船員保険業務のご案内」を作成し、25年3月に労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所などの関係機関の窓口に設置していただきました。（配布内訳：労働基準監督署約5,000部、年金事務所約3,000部、協会支部約2,000部）</p> <p>また、船員保険の運営状況等について解説した「船員保険通信」を作成し、24年11月に被保険者及び船舶所有者に配布しました。（配布内訳：被保険者約60,000部、船舶所有者約5,000部）</p> <p>なお、保険料率変更リーフレットや健診案内リーフレット等を配布するとともに、関係団体の機関誌等に健診案内などの情報を掲載していただきました。</p>			
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムリーで効果的な広報活動を行うため年度当初に「船員保険広報実施計画」を策定し、関係団体の協力も得ながら計画的に広報を実施しました。 ・「船員保険業務のご案内」は3年目、「船員保険通信」は2年目であり、25年度以降も内容を工夫し、船員保険関係者において船員保険の内容や財政状況等をわかりやすく確認できる資料として定着させていきます。 ・なお、広報という観点で言えば、「下船後の療養補償」の制度周知や「柔道整復施術療養費」の適正受診に関する広報活動も行ったほか、保健事業（健康づくり事業）の一環として、普及啓発用の小冊子を配布する等の取り組みも行うことができました。 ・今後とも、加入者や船舶所有者の視点に立ったわかりやすい広報を実施し、情報発信力を強化していきます。 	A	<p><委員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き積極的な広報を行うべきである。 ○情報伝達の手段について、インターネットを利用できない加入者に配慮していることは好ましいことである。 ○ホームページのアクセス件数も増加しはじめ、情報提供への反応も出てきたように思われる。関係団体の機関誌利用も増えるなど、積極的な取り組みがうかがわれる。 	<p><最終評価></p> <p>●加入者等の視点を意識し、インターネットを利用できない者に対しても配慮した広報を行う等、積極的な取り組みを行ったことは評価できるものである。引き続き積極的な取り組みを期待する。</p>	B

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等
------------	-----

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

<p>【評価の視点】 ジェネリック医薬品希望カードの配付や自己負担額軽減効果通知サービスを実施し、ジェネリック医薬品の使用促進を図っているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>船員保険加入者へのジェネリック医薬品の使用促進として以下の取組みを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品軽減額通知を送付し、ジェネリック医薬品に切替えることでどれくらい窓口負担が軽減されるのかお知らせする。 ・ジェネリック医薬品希望カードを送付し、加入者が医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望することを伝えやすくする。 ・ホームページや関係団体の機関誌等を通じた、ジェネリック医薬品に関する広報。 <p>【ジェネリック医薬品軽減額通知】 先発医薬品を長期服用している25歳以上の方のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の自己負担の軽減が一定金額以上見込まれる方に対し、薬代の自己負担の軽減額を通知しました。24年11月に2,843人の方に通知し、24.2%にあたる687人の方がジェネリック医薬品に切り替えています。これによる医療費の軽減効果額は、1ヶ月あたり約100万円（自己負担分で約30万円、保険給付分で約70万円）であり、単純に1年間に推計すると年間約1,200万円の財政効果となります。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <th style="width: 15%;">通知者数</th> <th style="width: 15%;">切替者数</th> <th style="width: 15%;">切替率</th> <th style="width: 55%;">軽減効果額(年間)</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,843人</td> <td style="text-align: center;">687人</td> <td style="text-align: center;">24.2%</td> <td style="text-align: center;">約1,200万円</td> </tr> </table> <p>【ジェネリック医薬品希望カード付リーフレット】 ジェネリック医薬品の希望を医師や薬剤師に伝えやすくするための「ジェネリック医薬品希望カード付リーフレット」を50,000枚作成し、「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費通知」に同封することにより配布しました。</p>	通知者数	切替者数	切替率	軽減効果額(年間)	2,843人	687人	24.2%	約1,200万円
通知者数	切替者数	切替率	軽減効果額(年間)						
2,843人	687人	24.2%	約1,200万円						

<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会が平成22年1月に船員保険の保険者となってから、初めての取組みでしたが、通知後におけるジェネリック医薬品の切替率において、先行実施している協会けんぽとほぼ同水準の成果を上げることができました。 ・その結果もあって、船員保険の医療給付費におけるジェネリック医薬品の使用率は、金額ベース・数量ベースともに向上しています。 <p style="margin-left: 20px;">（ジェネリック使用率）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">通知時</th> <th style="width: 20%;">効果測定時</th> </tr> <tr> <td>金額ベース</td> <td style="text-align: center;">5.8%</td> <td style="text-align: center;">7.6%</td> </tr> <tr> <td>数量ベース</td> <td style="text-align: center;">17.6%</td> <td style="text-align: center;">20.6%</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">注 通知対象者2,843人のデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度においては、「軽減額通知」に関し、通知条件の変更により送付対象者を拡大する等の必要な見直しを行った上で、引き続き、その推進を図っていきます。 		通知時	効果測定時	金額ベース	5.8%	7.6%	数量ベース	17.6%	20.6%	A	<p><委員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○初年度の取組みとしては、使用率の実績をはじめ、「希望カード付きリーフレット」の配布などの取組みは評価できる。 ○引き続き、使用促進に向けて、取組みを強化すべきである。 ○ジェネリック医薬品の使用促進について、前向きな取組みに着手している。 ○加入者への通知サービスについて、ジェネリック使用率を通知時と通知後に算定して通知の実施効果を測っている。 ○船員保険独特の保険基準がある中で、ジェネリック医薬品使用の普及に努力されている現状に対し敬意を表する。今後も更なる自己負担率の低下に努められたい。 ○ジェネリック医薬品の使用促進に向けた、初めての取組みとして評価しておきたい。 	B	<p><最終評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ジェネリック医薬品の使用促進のための、軽減額通知や希望カードの送付等の取組みは、確実に医療費軽減の成果となって現れていることから、今後、更に使用促進が図られるよう取組みを強化するとともに、国全体の目標に近づけるよう、改善に向けてより一層の努力が必要である。
	通知時	効果測定時											
金額ベース	5.8%	7.6%											
数量ベース	17.6%	20.6%											

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保			
<p>【評価の視点】 医療費適正化、業務改革等の取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保するよう努めている。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>24年度の船員保険の収入は487億円であり、その主な内訳は、保険料等交付金が359億円、疾病任意継続被保険者保険料が14億円、国庫補助金・負担金が30億円、職務上年金給付費等交付金が72億円です。一方、支出は459億円であり、その主な内訳は、保険給付費が266億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が117億円、介護納付金が33億円、業務経費・一般管理費が32億円です。</p> <p>平成19年の制度改正の効果もあり、船員保険の直近の財政状況は安定していますが、被保険者数の減少傾向や1人当たり医療費の増加傾向は継続しており、今後とも、各種指標の動向等を見極めながら、安定的な財政運営に努めていく必要があります。</p> <p>また、今後も安定的な財政運営を確保するため、被保険者数の減少傾向や1人当たり医療費の増加傾向を踏まえた船員保険の中期的収支見通しを作成し、船員保険協議会に報告していきます。</p>		
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者の疾病予防や健康増進等の取組みについては、特定健診等の促進に努めるとともに、個人ごとの健診結果を踏まえたオーダーメイドの「情報提供冊子」や食生活に関する「普及啓発用の小冊子」の配布等を実施しました（具体的には、「3. 保健・福祉事業の着実な実施」を参照）。 医療費適正化等の取組みについては、「下船後の療養補償」や「柔道整復施術療養費」に関する広報等を実施しました（具体的には、「2. 船員保険給付等の円滑な実施」を参照）。 今後とも、被保険者数や一人当たり医療費などの各種指標の動向等を注視しつつ、中長期的な財政状況を見極め、船員保険協議会における関係者の意見等を踏まえた上で、将来の保険料率の設定を行う等、安定的な財政運営に努めていきます。 	<p>B</p>	<p><委員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進で、特にオーダーメイドの「情報提供冊子」は、自分がどのような健康状態にあるのかということ把握することになり、健診・保健指導の促進に繋がっていくと思いで、このような取組みは評価できる。 ○被保険者の減少傾向を趨勢として認識していることから、今後の財政状態を予測して財政計画を策定していくことが望まれる。 ○保険加入者の複雑性もありご苦労様であるが、国として行政能力高度化のために頑張っていたきたい。 ○加入者の疾病予防、健康増進のための取組みをさらに強化していくことが望まれる。 	<p><最終評価></p> <p>B'</p> <p>●被保険者数の減少や1人あたり医療費の増加等、今後の状況を見極め、かつ、医療費の増加を抑制するため疾病予防・健康増進等の取組みを更に強化し、安定的な財政運営に努められたい。</p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等								
(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用									
<p>【評価の視点】 船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な運用を行っているか。 運用状況は定期的に船員保険協議会において報告しているか。</p>	<p><事業報告（概要）> 船員保険の準備金は、今後の保険給付費等の支払いに備えるほか、被保険者の皆様の保険料率の軽減に充てるため等の財源として保有しています。この準備金は、22年6月から金銭信託（運用対象は満期保有を原則とした日本国債）により運用しており、24年度の運用益は約8,000万円となっています。 なお、運用状況については、前年度の運用状況（決算）を毎年7月に定期報告しています。（24年7月は23年度の運用状況を報告）</p> <p>[運用状況]</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">24年度</td> </tr> <tr> <td>年度末運用資産残高</td> <td>約302億円（未収利息約2千万円）</td> </tr> <tr> <td>利回り</td> <td>実現利回り0.272%（総利回り0.265%）</td> </tr> </table>				24年度	年度末運用資産残高	約302億円（未収利息約2千万円）	利回り	実現利回り0.272%（総利回り0.265%）
	24年度								
年度末運用資産残高	約302億円（未収利息約2千万円）								
利回り	実現利回り0.272%（総利回り0.265%）								
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な運用を行うこととし、満期保有を原則とした国債での運用を行うこととしています。 ・24年度も国債による運用により、確実に運用益を上げています。 	A	<p><委員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○貴重な保険料を支払う被保険者の利益になる「安全確実」な国債運用を基本として続けるべきである。 ○船員も高齢化してきていると思うので、準備金対策も大変である。 ○国債による運用で確実に運用益をあげていることは好ましい状況といえる。今後も安全確実な運用に務めていただきたい。 	<p><最終評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ●準備金については、安全確実かつ有利な運用に努めること。 						
			A'						

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
(1) 保険給付等の適正かつ迅速な支払い			
<p>【評価の視点】 保険給付を確実に支払うとともに、不適切な申請事例に対しては厳格な対応や適正受診の促進を図っているか。 下船後の療養補償について、制度の趣旨や仕組みについて周知を図っているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務外給付支給額：傷病手当金15億7,880万円（支給件数5,766件）、出産手当金1,002万円（支給件数28件）、出産育児一時金4億8,363万円（支給件数1,153件） 高額療養費（償還払い）1億2,227万円（支給件数1,819件）等 ・職務上乗せ給付等支給額：休業手当金1億5,147万円（支給件数1,071件）、障害年金・遺族年金702万円（24年度末の受給権者数7人）、 障害手当金・遺族一時金2,432万円（支給件数28件）等 ・経過的職務上給付支給額：傷病手当金2億4,459万円（支給件数643件）、障害年金・遺族年金41億4,463万円（24年度末の受給権者数2,276人）、 障害手当金・遺族一時金7,828万円（支給件数14件） <p>このほか、24年度からは休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金についても支給対象者694名に受給勧奨状を送付し、1億2,401万円（同620件）を支給しました。また、経過的特別支給金についても、支給対象者39名に受給勧奨状を送付し、4,339万円（同34件）を支給しました。 また、東日本大震災の被災者の方の一部負担金免除に関しては、福島第一原発事故の警戒区域等の被災者の方について、免除期間が延長されたことから、24年9月及び25年2月に免除期間を更新した証明書を送付しました。（免除証明書更新件数（25年2月時）：18件） さらに、船員保険給付を適正に行うため、下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適正な受診がなされるよう、加入者の皆様には医療費通知の送付時に、また、船舶所有者の皆様には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、適正な受診に関するリーフレットを配布しました。柔道整復施術療養費に関しても、多部位・頻回受診等の申請については、対象の加入者の皆様には文書による照会を実施（349件）するとともに、船舶所有者の皆様には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、柔道整復師のかかり方を説明したリーフレットを配布しました。下船後の療養補償や柔道整復施術療養費に関しては、このほかに関係団体の機関誌等に広報記事を掲載いただきました。</p> <p>○ サービススタンダードの達成状況について サービススタンダードの達成率（10営業日以内に振込むことができた割合）は、24年度全体では99.9%であり、24年8月、12月及び25年1月以外は毎月100%を達成しました。また、平均所要日数は6.04日でした。サービススタンダードの達成率については、100%には満たなかったものの99.9%を達成することができ、平均所要日数については、昨年より1日以上短縮した上で、目標を達成することができましたが、さらに申請書の審査・支払の進捗状況の管理方法の見直しを進め、一層の向上に努めています。</p>		
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付に関しては、サービススタンダードの達成に努める等、着実に実施しました。 ・また、保険給付を適正に行うため、傷病手当金等の現金給付等に関しては、審査の際に必要なに応じ医師照会等を行ったほか、柔道整復施術療養費や下船後の療養補償に関しては重点的に適正受診に係る文書照会や広報を実施しました。 ・柔道整復施術療養費については、積極的な文書照会等の結果、不適正な事例について一定の効果（加入者1人当たりの給付額及び申請書1件当たりの給付額の減少）を得ることができました。また、下船後の療養補償については、関係団体のご協力により例年より充実した広報ができましたが、今後とも制度の一層の周知を図るべく、取組みを継続していきます。 ・さらに、24年度においては、船員保険協議会での議論を経て、4月及び12月に、22年1月以降労災保険の受給者となった者に対する上乗せ給付として、新たに経過的特別支給金等を支給することとされたことから、労災保険よりこれら受給者のデータ提供を受けるとともに、対象者に受給勧奨状を送付し、請求漏れを防ぐ取組みも積極的に行いました。 ・引き続き、船員保険の各種給付について、適正な支給に努めるとともに、迅速な支払いに努めていきます。 	<p>A</p>	<p><委員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○数値目標の達成を評価する。 ○サービススタンダード（10営業日以内）に対して、達成率が限りなく100%に近く、かつ一件ごとの所要日数が平均6.04日という実績を多とする。 ○事業主にしてもまた一般加入者にも善意者ばかりではないため請求内容や給付内容について厳しくするものであり、労災担当者との連携も怠る事ないように。 ○保険給付のサービススタンダードが高いこと、また職務上乗せ給付や経過的職務上給付などをきめ細かに対処している状況は、高く評価できる。いっそうの適正受診の周知に努めていただきたい。 	<p><最終評価></p> <p>A'</p> <ul style="list-style-type: none"> ●サービススタンダードの達成率が99.9%、平均所要日数が6.04日となり、目標をほぼ達成することができたことは評価できるものである。引き続き、サービススタンダード100%達成に向け努力されたい。

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等
------------	-----

(2) サービス向上のための取組

【評価の視点】
 ・お客様満足度調査等による加入者の意見・ニーズの把握
 ・申請書等の様式やパンフレットの改善など、サービス向上の取組みはどうか。
 保険給付等の迅速な支払、保険証の迅速な交付に努めているか。

【目標指標】
 ・職務外給付の受付から振込までの日数：10営業日以内（サービススタンダード）
 ・サービススタンダードの達成率：100%
 ・資格情報取得から保険証の送付までの平均日数：3営業日以内

【検証指標】
 ・お客様満足度
 ・お客様からの苦情・意見の件数とその内容

<事業報告（概要）>

【お客様満足度調査】

加入者の皆様の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました（24年8月～25年2月）。結果については、職員の応接態度に対する満足度を除いた指標は前年度に比べ向上しました。

指標	平成23年度	平成24年度	対前年度比
申請に対する満足度	38%	44%	6%
手続き方法に対する満足度	33%	40%	7%
職員の応接態度に対する満足度	59%	55%	-4%
サービス全体としての満足度	39%	47%	8%

なお、24年度中にお客様満足度及びアンケートの回収率の向上のために以下の取組みを行いました。
 ・ 傷病手当金の支給申請書や記入例の一部見直しを行うなどの改善に取り組み、手続方法に対する満足度の向上に努めました。
 ・ 外部講師や職員による電話対応の研修会を実施し、職員の応接態度の質の向上に努めました。
 ・ アンケートはがきの送付時に回答協力依頼文書を同封することやホームページに同様の協力依頼を掲載し、アンケート回収率の向上に努めました。

<次頁に続く>

<自己評価>

・お客様満足度調査については、24年度においては、サンプル数が少ないものの職員の応接態度に対する満足度を除き各指標において前年度を上回りました。なお、職員の応接態度については、調査の途中結果も踏まえて、年度途中において、電話対応に関する研修会を企画、実施したところ、研修の前後で改善が見られたことから、同研修については25年度においても実施してまいります。また、申請書の様式についても、お客様の声を踏まえ一部見直しを行いました。
 （船員保険のお客様満足度調査において満足度が協会けんぽに比べて低い傾向にあるのは、調査方法が窓口等における対面方式ではなく、郵送方式によっており、調査対象者も疾病任意継続被保険者の資格取得者等に限られること等が少なからず影響していると考えています。）

・また、アンケート調査の回収率の向上については、調査の実施にあたり、調査対象者に対しアンケートはがきの送付時に回答への協力依頼文書を同封することやホームページに同様の協力依頼を掲載する取組みを進めた結果、一定の回収率の向上が見られました。（23年度10.8% ⇒ 24年度13.3%（協力依頼開始前10.1%、協力依頼開始後17.4%））

<次頁に続く>

B

<委員ご意見>

○全体としての満足度は向上しているが、研修の充実を図りつつ、満足度の向上に努めるべきである。
 ○サービススタンダードの目標は、ほぼ達成しているが、引き続きの取組みをすべき。
 ○苦情件数の減少に向け、内容や対応策を職員へ確実にフィードバックし、共有化をはかるべきである。
 ○アンケート調査については、その結果を活かして必要な施策を実施することに留意する。
 ○お客様対応満足度は対人によって異なると思われるので、難しいが、職員の接待内容が違い過ぎないようにされたい。
 ○長期雇用採用が難しい船員保険はいろいろ問題が生じると思われるが、一般の加入者に対する保険証の発行に要する日数は大変良くなってきていると思う。
 ○加入者の満足度に関するアンケート調査では、満足度の数値はおおむね上がっているが、全体的に満足度の割合が低い。原因を確認して更なる取組みが必要であると思われる。
 ○これまで少なかった意見や苦情が寄せられるようになったのは、事業活動が周知されてきたことの証でもあり、苦情等に対して的確かつ早急に対応することが望まれる。

<最終評価>

B'

●満足度は向上し、サービススタンダードの目標はほぼ達成している状況であるが、お客様満足度調査による満足度の割合はサービス全体として47%で低い。これについては原因の分析を詳細に行うとともに、満足度が向上するよう一層の努力が必要である。引き続き、更なる向上に取組まれたい。また、苦情や意見・提案の件数が23年度と比較して増加しているが、これは、事業活動が周知されてきたことの現れでもある。今後は、いただいた意見等の共有やアンケート調査結果を活用することにより、今後のサービス向上のための取組みに繋げていくべきである。

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
(2) サービス向上のための取組			
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査等による加入者の意見・ニーズの把握 ・申請書等の様式やパンフレットの改善など、サービス向上の取組みはどうか。 <p>保険給付等の迅速な支払、保険証の迅速な交付に努めているか。</p> <p>【目標指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務外給付の受付から振込までの日数：10営業日以内（サービススタンダード） ・サービススタンダードの達成率：100% ・資格情報取得から保険証の送付までの平均日数：3営業日以内 <p>【検証指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度 ・お客様からの苦情・意見の件数とその内容 	<p><事業報告（概要）></p> <p><前頁からの続き></p> <p>【サービススタンダード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダードの達成率（10営業日以内に振込むことができた割合）は、24年度全体では99.9%であり、24年8月、12月及び25年1月以外は毎月100%を達成しました。また、平均所要日数は6.04日でした。 ・保険証の発行に要する日数についても、24年度の平均は2.00日（疾病任意継続被保険者分は2.32日）であり、目標指標である3営業日以内を達成しました。 <p>【苦情・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情：7件（23年度1件） 6件増加（例：傷病手当金の審査事務において、医師照会をしているため決定に時間がかかっていることに対するもの等） ・ご意見・ご提案：5件（23年度0件） 5件増加（例：高額療養費等の申請を勧奨するのであれば、返信用封筒を入れるべき等） ・お礼・お褒めの言葉：1件（23年度0件） 1件増加（52年間船員保険でお世話になり、今回無事に国保加入の手続きができた） 		
<p><自己評価></p> <p><前頁からの続き></p> <p>・サービススタンダードの達成率については、100%には満たなかったものの99.9%を達成することができました。また、平均所要日数については、昨年より1日以上短縮した上で、目標を達成することができましたが、さらに申請書の審査・支払の進捗状況の管理方法の見直しを進め、一層の向上に努めています。なお、保険証の迅速な交付についても、積極的に取り組み、平均所要日数に関し目標を達成することができました。</p>	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等
------------	-----

(3) 高額療養費制度の周知

【評価の視点】
 限度額適用認定証を申請すれば高額療養費が現物化されることなど高額療養費制度について周知を図っているか。
 未申請者に対し、支給申請の勧奨を行っているか。

＜事業報告（概要）＞

限度額適用認定証の提示により高額療養費が現物給付されることについて説明したリーフレットを作成・配布し、現物給付による支給手続きの簡素化を推進しました。

限度額適用認定証		高額療養費支給額(現物給付)		高額療養費支給額(現金給付)			
	発行枚数	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)		
23年度	3,023	23年度	9,349	1,076,869	23年度	2,377	186,720
24年度	3,474	24年度	10,280	1,182,406	24年度	1,819	122,266

高額療養費の未申請者の方には、請求月等の内容を記載した高額療養費支給申請書を送付することにより支給申請の勧奨を実施しました。

高額療養費未申請者勧奨件数	
	件数
23年度	190 (21年11月～22年3月分)
24年度	1,080 (22年4月～23年10月分)

※高額療養費制度の周知実績

【制度周知用リーフレットの配布実績】
 24年 5月：船舶所有者に配布することにより、加入者へ周知。（約4,200枚）
 24年 11月：加入者へ配布。（約2,800枚）

【その他】
 24年 10月：ホームページ（船員保険マンスリー）に広報記事を掲載。

＜自己評価＞

・限度額適用認定証に関する広報について積極的に取り組んだ結果、周知が進んだと思われ、その結果として、24年度においては、高額療養費の現物給付分は対前年比で件数が10.0%増、金額が9.8%増となったのに対し、現金給付分は件数が23.5%減、金額が34.5%減となったところであり、25年度においても取組みを継続していきます。

・また、高額療養費の支給申請の勧奨については、対象受診月から勧奨までの期間の短縮を図り、サービスの向上に努めました。（24年度実績：22年4月診療分から23年10月診療分まで（19か月分）の勧奨を行いました。）

A

＜委員ご意見＞

- 利用者の利便性を高めるための限度額適用認定証（現物化）の発行件数の10%増加をはじめ、周知活動を積極的に行ったことを評価する。
- 引き続き、労使団体とも連携しながら、周知活動の取組みを進めるべき。
- 適正な保険給付の維持による財務基盤強化を図ることに併せ、加入者メリットを周知し勧奨することは、健全な保険事業運営を志向することと考える。
- 病院側の対応によっても内容が異なってくると思われる。
- 高額療養費制度の周知に積極的に取り組んでいる状況がうかがわれる。

＜最終評価＞

●高額療養費制度の周知を行うことで、限度額適用認定証の発行が増加し、支給手続きの簡素化に繋がったことは評価できる。また、加入者及びその家族にとっても、高額療養費の現物給付化の果たす意義は大きいものであることから、今後もなお一層の周知普及活動に努められたい。

A'

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
(4) 被扶養者資格の再確認			
<p>【評価の視点】 無資格受診の防止や、高齢者医療費拠出金負担の適正化を図るため、日本年金機構との連携のもと、船舶所有者等の協力を得つつ、的確に行っているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>保険給付や高齢者医療制度への拠出金等を適正なものとするため、被扶養者資格の再確認を船舶所有者の協力を得て実施しました。被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に加入した場合の資格喪失の届出が未提出（二重加入）となっていないかを重点的に確認し、届出漏れが確認された者については、これを適正に処理しました。 なお、平成25年度においても引き続き実施することとしており、平成25年3月に船舶所有者に事前案内を行っています。</p> <p>【実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者状況リストの発送：平成24年5月 被扶養者状況リストの再送付（再依頼）：平成24年7月 <p>【送付対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 送付対象事業所数：4,202件（対象被扶養者数：40,826人） <p>【被扶養者状況リスト提出状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出船舶所有者件数：3,837件（送付対象船舶所有者数の約91%） <p>【被扶養者資格の再確認による扶養解除数および解除理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養解除数：423人 扶養解除理由：就職（約75%）、収入超過（約12%）、結婚・離婚等（約5%）、死亡（約2%）等 <p>【財政効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者医療制度への支援金等は約2,500万円軽減される見込み。 		
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度においては東日本大震災の影響により実施できなかったことから、船員保険の運営が全国健康保険協会に移ってからは初めての取組みとして、被扶養者の資格確認を行うことができました。 実施にあたっては、事前に、船舶所有者へ直接チラシを送付するとともに、関係団体の広報誌やHPにも記事を掲載し、協力を依頼したほか、被扶養者状況リストを送付した後も関係団体の広報誌や協会ホームページに再度記事を掲載し、再協力の依頼を行うなど、円滑な実施に向け、きめ細かな取組みを行っています。 このような取組みを行ったこと等により、約91%の船舶所有者から被扶養者状況リストの提出があり、資格がない方に対する保険給付が行われることの防止及び高齢者医療制度への支援金等の軽減による被保険者や船舶所有者の保険料負担への軽減にもつながるなど、着実な成果があげられました。 25年度は、24年度の実施状況等を踏まえて、被扶養者状況リストの提出割合等がさらに高まるよう努めていきます。 	B	<p><委員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○船舶所有者から高い回収率で提出を得たことを評価する。引き続き日本年金機構と連携し、かつ、保険財政上（保険料負担）のメリット等も事業主の理解を促しつつ、取組むべきである。 ○被扶養者状況リストの回収率が約91%であることを多とする。 ○被扶養者状況リスト未提出の船舶所有者に関する時系列での提出状況調査に基づく対策も有効であると思われる。 ○雇用者（企業側）、加入者、被扶養者等々、複雑な問題が多いと思われる。 ○船員保険の運営が全国健康保険協会に移ってからの初めての被扶養者資格の再確認に取組んだことを評価したい。船舶所有者の約91%から被扶養者状況リストの提出をうけて、その再確認を行うなど着実な取り組みが認められる。被扶養者資格の解除件数も相対的に多いが、今後の活動による成果を期待したい。 	<p><最終評価></p> <p style="text-align: center;">B'</p> <ul style="list-style-type: none"> ●船舶所有者からの被扶養者状況リストの回収率が約91%となったことについては評価できるものである。引き続き被扶養者資格の再確認の取組みを推進されたい。

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等														
(5) レセプト点検の効果的な推進															
<p>【評価の視点】 査定事例の集約・共有化、自動点検機能の効果的活用等により、レセプト点検の効果的な推進のための取組みを行っているか。</p> <p>【目標指標】 ・被保険者1人当たり内容点検効果額：23年度を上回る（ただし、24年3月から社会保険診療報酬支払基金においてもシステムの改善による点検充実化がなされているため、数値による単純比較は難しいことに留意。）</p> <p>【検証指標】 ・被保険者1人当たり資格点検効果額 ・被保険者1人当たり外傷点検効果額</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>レセプト点検に係る知識・技術を取得するための実務研修会を実施したほか、審査医師（※）を含めた打ち合わせにおいて査定事例に関する情報の共有化を行う等レセプト点検の効果的な推進に努めました。目標指標としている内容点検の被保険者一人当たりの効果額は、前年度と比べ増加しました。 （※ 保険者に医学的な助言等を行なう医師）</p> <p>被保険者一人当たり効果額（ ）内は23年度の数値）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>【目標指標】</td> <td>内容点検効果額</td> <td>1,732円</td> <td>(1,244円)</td> </tr> <tr> <td>【検証指標】</td> <td>資格点検効果額</td> <td>1,073円</td> <td>(1,638円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外傷点検効果額</td> <td>588円</td> <td>(606円)</td> </tr> </table>			【目標指標】	内容点検効果額	1,732円	(1,244円)	【検証指標】	資格点検効果額	1,073円	(1,638円)		外傷点検効果額	588円	(606円)
【目標指標】	内容点検効果額	1,732円	(1,244円)												
【検証指標】	資格点検効果額	1,073円	(1,638円)												
	外傷点検効果額	588円	(606円)												
<p><自己評価></p> <p>・支払基金による点検充実化が実施されている中、協会けんぽの査定事例の検証を全担当職員で行い、その分析・検討結果を取りまとめて共有する取組みにより、前年度と比べ内容点検効果額を向上させることができました。 また、点検員の質の向上を図るため、協会けんぽで実施している実務研修への職員の参加を促し、一人ひとりの技量の充実を図っています。</p> <p>・25年度は点検員を1名増員して効果額の向上を図るとともに、協会けんぽで実績を上げているレセプトの自動点検機能の導入に向け、システム改修の可能性についても検討を進める予定であり、効率的な点検体制の構築に努めていきます。</p>	A	<p><委員ご意見></p> <p>○査定事例の共有化の取組みなどにより、内容点検効果額が向上したことを評価する。</p> <p>○点検員の研修機会を引き続き確保し、点検技術のノウハウが蓄積されるよう努めるべきである。</p> <p>○レセプト点検の作業等に職員の動員・活用による取組みをしていることが良い。</p> <p>○先行している健康保険の研修への参加など、ノウハウの共有が図れていることがうかがえる。</p> <p>○複雑な点検作業の充実を図り、前進的対応に努力されている結果は必ず数字に表れる。</p>	<p><最終評価></p> <p style="text-align: right;">A'</p> <p>●レセプト点検の効果的な推進のため、査定事例の共有化の取組み等により、内容点検効果額が上昇したことについては評価できるものである。今後も引き続き、ノウハウの共有化等、点検員の質の向上を図るよう取組まれたい。</p>												

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
(6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収			
<p>【評価の視点】 債権の発生を抑制するために、加入者資格を喪失した者の保険証の早期回収に努めているか。 発生した債権については、文書や電話による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努めているか。</p>	<p>＜事業報告（概要）＞</p> <p>無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後においても保険証を返却されない方に対して日本年金機構から催告を行い、その後も返却されていない方に対して船員保険部において再度文書を送付するなどの取組みを行い、無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めました。 また、発生した債権については、文書や電話による催告を行ったほか、支払督促等の実施などにより債権の回収の強化に努めました。</p> <p>24年度保険証回収率（ ）内は23年度の数値） 95.7%（95.2%）</p>		
<p>＜自己評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険証を返却されていない方への返却依頼の文書の送付については、毎月遅滞なく実施できました。 ・また、日本年金機構から納入告知書を送付する際及び船員保険部から被扶養者再確認リストを送付する際に、保険証の早期回収への協力依頼のチラシを同封するとともに、関係団体の広報誌や協会ホームページに保険証の早期回収の記事を掲載し、船舶所有者及び加入者に対し保険証の早期回収への協力依頼の周知徹底に努めるなど、きめ細かな取組みを推進しました。 ・上記の取組み等により、平成24年度の保険証の回収率は95.7%となり、わずかながらですが平成23年度の回収率を上回る結果となっています。 ・債権の回収については、新規発生債権の早期回収に重点をおき、これまで行ってきた文書による催告と並行して電話による催告を行うよう工夫しました。 ・また、24年度には初の試みとして、再三の返納金催告にもかかわらず全く反応が見られない高額債務者に対し、法的手続きによる回収（支払督促）を3件実施したところ、一定の効果があつたことから、25年度についても引き続き実施していきます。 	A	<p>＜委員ご意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前年実績を上回ったことや取組みの工夫を評価する。 ○債権回収について、新規発生債権に早期対応していることを評価する。 ○過去を反省し修正している協会の業務実績に悪く考えていた政治家や事業主、また、多くの加入者も満足度が高くなってきている。息切れのないように。 ○被保険者証の早期回収に努めていることを評価したい。また、法的手続きによる回収にはじめて踏み切ったことも保険者機能の積極的な発揮として評価できる。 	<p>＜最終評価＞</p> <p style="text-align: center;">A'</p> <ul style="list-style-type: none"> ●債券発生抑制及び早期回収のために、文書送付や電話による催告等の工夫した取組みを行うことにより、23年度の実績を上回る結果となったことについては、評価できるものである。今後も引き続き、更なる回収率の向上に取組まれたい。

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
(1) 保健事業の効果的な推進			
<p>【評価の視点】 船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、特定健康診査及び特定保健指導を中核として、保健事業の効果的な推進を図っているか。 加入者が受診しやすいように、健診実施機関及び特定保健指導の外部委託実施機関の拡大を図っているか。</p> <p>【目標指標】 ・特定健康診査実施率 ：被保険者41.7%、被扶養者29.3% ・船員手帳データ取込率：20% ・特定保健指導実施率 ：被保険者15.0%、被扶養者15.0%</p>	<p>＜事業報告（概要）＞</p> <p>船員保険においては、他の保険者（健康保険組合や共済組合）に比べて規模の小さい事業所が多く、かつ広い地域に点在していることや乗船中の船員との接触がとりにくいことなどから、効率的な健診の受診勧奨や特定保健指導の実施が難しいという事情があり、特定健診及び特定保健指導の実施率はともに目標を下回っています。</p> <p>24年度においても、引き続き、被保険者を対象とした生活習慣病予防健診について、船の入出港に合わせた時間帯での健診車による健診や予約なしでの健診など、船員労働の特殊性に配慮した健診を実施しました。 また、地方運輸局長指定の船員手帳健診指定医療機関に対して船員保険の生活習慣病予防健診委託契約の締結を働きかけ、その実施機関の拡充を図るとともに、特定保健指導の外部委託機関の拡大を図ることで、利用者の利便性を高める等の取組みを推進しました。</p> <p>被扶養者を対象とした特定健診については、市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報や特定保健指導の利用者負担額の軽減等の取組みを推進しました。</p> <p>なお、24年度は第一期特定健康診査実施計画の最終年度であり、厚生労働大臣が定めた特定健康診査等基本方針において、新たな特定健診及び特定保健指導の目標実施率が示されたことを踏まえ、これまでの実施状況や他保険者における実施率向上に向けた取組み等も参考としつつ、新目標を25年度からの5年間で達成するための第二期特定健康診査等実施計画を策定しました。</p> <p>24年度特定健康診査実施率（（ ）内は23年度の数値） 被保険者 35.1% (33.8%)、被扶養者 8.8% (8.8%)</p> <p>24年度特定保健指導実施率（（ ）内は23年度の数値） 被保険者 5.3% (5.5%)、被扶養者 0.4% (0.4%) 船員手帳データ取込率 19.6% (23年度) → 24年度 (25年8月末現在) は10月上旬判明予定。 被保険者健診実施機関 126 (23年度) → 137 (24年度) 被保険者特定保健指導実施機関 8 (23年度) → 37 (24年度) ※被扶養者の特定健診、特定保健指導については、集合契約の締結により全国約5万の健診実施機関及び全国約1万の特定保健指導実施機関において受診可能となっています。</p>		
<p>＜自己評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業の実施に当たっては、特定健診及び特定保健指導の実施率の引上げに向けて、健診等の実施機関の拡大、広報活動の強化、受診手続きの簡素化、及び被扶養者特定保健指導の利用者負担額の軽減等の取組みを推進し、積極的な事業展開を図りました。 ・被保険者の健診実施率については、平成21年度から23年度までの3年間は1%未満の増加（21年度 33.0%→22年度 33.7%→23年度 33.8%）ですが、平成24年度においては、被保険者の受診券の事前交付申請手続きを廃止し、年度初めに受診対象者全員の受診券を交付することにより、前年比1.3%の増加となり、一定の改善が見られました。 ・被保険者特定保健指導実施機関については、健診事業の運営を委託している船員保険会以外の契約健診実施機関にも拡大し、契約健診実施機関で健診を受診する方の利便性を向上させることができましたが、被扶養者健診受診率及び特定保健指導実施率については、前年度と同程度の水準にとどまりました。 ・24年度において、地方運輸局長指定の船員手帳健診指定医療機関に対し、船員保険の生活習慣病予防健診機関となるよう、幅広く働きかけたことにより、平成25年度においては、健診実施機関及び特定保健指導実施機関を大幅に増やすことができたこととあり、25年度の健診実施率及び保健指導実施率の向上が期待されます。 	B	<p>＜委員ご意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定健診実施率、保健指導実施率は、ともに目標に達していないが、被保険者の健診率は、改善が見られることは評価できる。特に船員手帳データ取込率は、19.6%と目標20%に近いので、この取込率の目標と実績を引き上げて、全体としての健診実施率を引き上げるべき。 ○被保険者の保健指導実施率は、改善が見られない。船員という困難な事情はあるため、特段の工夫が必要になる。 ○被扶養者については、健診実施率、保健指導実施率ともに改善が見られない。「協会けんぽ」と同様に、市町村のがん検診と同時実施や、独自検診等の取組みを拡大するなど、いっそう強化・工夫すべきである。 ○船員の就業と労働の特殊性に対応するとともに、全国に所在する船舶所有者と加入者に対して東京で事務を執っていることから、事業運営に必要な工夫をしているものと受け止められる。 ○船員労働の特殊性に配慮した健診、利用者の利便性を高める取組みは有用と考える。今後は協会けんぽと同様、受診構造の明確化が重要。 ○人間、目立った疾病意識がないと健診に積極でないようであり特に金額が高い健診は尚更である。船員の場合は労働時間に左右される事も大であろうから広報活動強化を怠る事のないように。 ○特定健診の実施率向上のため事前手続きを簡略化するなどの対応を講じたことは望ましいこととあり、さらに受診率向上のための工夫を期待したい。被扶養者の受診率がきわめて低い原因等を精査し、保健事業をさらに推進していくことが望まれる。 	<p>＜最終評価＞</p> <p style="text-align: center;">C</p> <p>●実施率向上のため、船員労働の特殊性に配慮した取組みを行ったところ、被保険者の健診率は、前年度を上回ったが、被扶養者は前年と同率であった。これについては国が定めた健診実施率等の達成目標（参酌標準）よりも低い目標を協会で設定したにも関わらず、その目標も達成できていない状況である。このため、今後は、実施率の低さの原因を詳細に分析するとともに、モデル事業の成果や業績評価検討会各委員の意見及び他の医療保険者の保健事業の実績や手法も参考にしつつ、国全体の目標に近づけるよう、更なる努力を行うことが必要である。</p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等
------------	-----

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

<p>【評価の視点】 外部委託業者のノウハウを活用し、適切な広報を通じて、加入者の健康に対する意識を高めるなど、健診受診率や特定保健指導の実施率の向上を図っているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>24年度の特定健診・特定保健指導の実施率向上を目的に、以下の取組みを推進しました。</p> <p>【適切な広報を通じた、実施率の向上を図るための取組み】 船員保険部で使用する封筒の裏面を活用した広報を通年で実施したほか、医療費通知や被扶養者資格の再確認実施時における健診に関するチラシの同封や船舶関係団体等のご協力の下、「船員ほけん」、「船員しんぶん」等の機関誌を活用した広報に取り組むなど、多角的に広報を実施しました。また、生活習慣病予防健診（被保険者）及び特定健診（被扶養者）をまだ年度内に受診されていない方を対象とした広報を、11月に船舶所有者を通じて実施しました。（未受診勧奨船舶所有者3,685）</p> <p>【健康に対する意識の向上を図るための取組み】 労使関係団体の研修会等に保健師等を派遣することによる出前健康講座の実施、健診結果にあわせた生活習慣の改善等についての健康情報を記載した冊子の送付等、被保険者の健康に対する意識を向上させるための取組みを実施しました。</p> <p>【受診券申請手続きの省略による手続きの簡素化】 被保険者への受診券の事前交付申請手続きを廃止し、年度初めに船舶所有者に対して健診案内のパンフレット等を送付する際に、あらかじめ生活習慣病予防健診の対象となる者全員の受診券を交付することとし、受診手続きの簡素化を行っています。</p> <p>【被扶養者の特定保健指導の利用者負担額の軽減】 被扶養者に対する特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）にかかる保険者負担の上限額をそれぞれ引き上げるにより、利用者の負担額を軽減しました。（※集合契約A機関の場合は無料）</p> <p>【市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報の実施】 年度初めに船舶所有者を通じて被扶養者の特定健診受診券等を配布する際に、市町村が実施するがん検診についても、特定健診と同時に受診できる場合がある旨の広報を行っています。</p> <p>【船員手帳の健康証明書の写しの取得】 7月に船舶所有者3,728に前年度に生活習慣病予防健診が未受診である方の船員手帳健康証明書の写しのご提出を依頼しました。また、船舶関係団体等に広報のご協力をいただきました。</p>
---	---

<p><自己評価></p> <p>・特定健康診査及び特定保健指導実施率向上のため、実施機関の拡大、広報活動の強化、手続きの簡略化、及び被扶養者特定保健指導の利用者負担額の軽減等の取組みを推進することにより、実施率の向上に努めました。</p> <p>・この結果、被保険者の健診実施率については、一定の効果が得られ、特に、35～39歳の特定健康診査の対象外である若い世代の健診実施率が40歳以上の健診実施率に比べ高い増加率となりましたが、総体としては、特定健診及び特定保健指導の実施率の大幅な改善を達成することは依然としてできていません。</p> <p>24年度被保険者健診実施率（ ）内は23年度の数値） 35～39歳 42.6%（40.1%） 、40～74歳 35.1%（33.8%）</p> <p>・なお、24年度においては、25年度から、低水準にとどまっている被扶養者の健診実施率向上のための取組みを実施するに当たり、新たな健診機関との契約に向けた準備作業等を鋭意進めるとともに、25年3月、医療費通知を送付した際及び被扶養者資格確認の事前案内を送付した際に、25年度からの新たな取組みを踏まえたチラシを同封し、加入者及び船舶所有者に周知広報を行っています。</p> <p>①これまで被保険者のみに実施していた生活習慣病予防健診を希望する被扶養者についても受診可能とし、健診内容の充実化を図っています。</p> <p>②特定健康診査の保険者負担の上限額の引き上げにより利用者負担額を軽減（※集合契約A機関の場合は無料）しました。</p> <p>③年度当初に送付する受診券を自宅（被保険者登録住所）へ直送しました。（今後、年度途中の未受診者への勧奨も自宅へ送付する予定。）</p>	B	<p><委員ご意見></p> <p>○海員組合の「船員しんぶん」での広報活動、研修会等での出前健康講座など労使の取り組みは重要であり、引き続き積極的な広報を実施すべきである。また、被保険者の健診・保健指導促進に向けた取組みは、一定程度評価できる。</p> <p>○今後の課題は、被扶養者の実施率引き上げの取組みである。</p> <p>○被保険者との接点を多くするための対処策を講じていることが窺える。</p> <p>○40歳以上の被保険者より30歳台の若者が健診率が良くなってきている事は大変結構な事である。</p> <p>○受診率の向上は必ずしも著しくはないが、保険者としてさまざまな創意工夫をして対応策を講じていることを評価したい。事業主や検診機関とのいっそうの連携強化が望まれる。</p>	<p><最終評価></p> <p>●特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上のため、種々の取組みを行っているが、目標を達成するまでには至っていない。このため、今後は、実施率の低さの原因を詳細に分析するとともに、モデル事業の成果や他の医療保険者の保健事業の実績や手法も参考にして、被保険者・被扶養者ともに国全体の目標に実施率を引き上げるための方策について検討するとともに、事業主や健診機関との連携強化を更に推進するなど、更なる努力を行うことが必要である。</p>	B'
---	---	---	--	----

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
(3) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み			
<p>【評価の視点】 加入者一人ひとりの健康増進を図るため、平成23年度より実施している「船員保険生涯健康生活支援事業」を平成24年度においても引き続き実施することとしているが、 「個人の加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供」、 「健康増進を図るための普及啓発素材の作成・配布」、 「レシピデータ及び健診データ等を活用した調査研究」 といった取組みを実施できているか。</p>	<p><事業報告（概要）> 加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的とした「船員保険生涯健康生活支援事業」を以下のとおり実施しました。</p> <p>【個人の加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供】 平成24年1月から平成24年12月までに生活習慣病予防健診を受診した被保険者の一人ひとり健康状況に応じた情報提供冊子を作成し配布しました。（約16,000部）</p> <p>【健康増進を図るための普及啓発素材の作成、配布】 船舶内の食事をテーマに取り上げた小冊子「健康を守る食生活のポイント」を作成し、被保険者及び船舶所有者に配布しました。（約65,000部）</p> <p>【出前健康講座の実施】 船員労使団体からの依頼を受け、船員労使団体が主催する研修会に保健師を講師として派遣しました。（2回実施）</p> <p>【レシピデータ及び健診データ等を活用した調査研究】 今後の健康づくりの取組み等の検討に役立てるため、レシピデータ等を活用し、加入者の医療費の傾向や平成23年度にオーダーメイドの情報提供冊子を受け取られた方のその後の受診行動について調査研究を実施しました。</p>		
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーダーメイドの情報提供（個々人の健診結果に応じて健康に関する情報を提供）においては、情報提供冊子の送付者に対するアンケート調査によれば、情報提供冊子を読んだ後に健診結果や生活習慣に対する意識の変化があり、生活習慣の改善に取り組む意思を見せた方が約9割にのぼっています。また、2年連続で情報提供冊子を受取られた方の約半数が医療機関への受診や生活習慣の見直しなどの取組みを行っていることが確認できました。これらのことから、当該取組みは一定の成果を挙げたものと考えています。 ・船舶内の食事をテーマとする普及啓発素材の作成・配布に当たっては、関係機関から情報収集するとともに、船員の方に調理を教えている方に直接取材するなどの方法により、船員の視点や実態に沿った普及啓発素材を作成し、船員の健康増進に努めました。 ・出前健康講座においては、船員保険加入者（実際に船舶に乗り組む運航管理者や乗組員など）に健康について学習する機会を設け、生活改善や生活習慣病予防などをテーマとした講義を行い、疾病の予防や生涯にわたり健康生活が送れるように支援に努めました。 ・レシピデータ等を活用した調査研究においては、今後の健康づくり事業の検討に資するための加入者の医療費の傾向の把握に努めました。 	A	<p><委員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加入者へのオーダーメイドの「情報提供冊子」は、自分がどのような健康状態にあるのかということ把握することになり、健診促進に繋がると思うので、これらの取組みは評価できる。 ○船員労使団体の研修会への保健師派遣による出前健康講座の実施など、被扶養者への働きかけも含めて、労使との連携をさらに積極的に取り組むべきである。 ○オーダーメイドの情報提供に関する事後調査による被保険者の受診行動の調査研究は、当該施策の効果測定にとどまらず、船舶保険事業の運営に資する実証的情報になると考えられる。 ○定期的に生活習慣病等の検査（健診）をする事の広報活動が大切。事業主に対しては特に健康保険義務化を徹底させる指導も願いたい。 ○業種や被保険者の就労態様の特性にあわせた数々の取組みを高く評価したい。こうした活動を持続していくことを期待する。 	<p><最終評価></p> <p style="text-align: center;">A'</p> <ul style="list-style-type: none"> ●オーダーメイドの情報提供冊子の配布については、健診実施率を向上させるための取組みとして有効な手段である。また、同時に船員労使団体との連携についても重要であることから、密接な連携協力が図られるよう、引き続き取組まれない。

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画		評価等		
(4) 福祉事業の着実な実施				
<p>【評価の視点】 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図っているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等について、蓄積されたノウハウを有する一般財団法人船員保険会、公益社団法人日本水難救済会に業務を委託し実施することにより、円滑な事業運営、加入者の生命の安全の確保及び福利厚生の上向上に努めました。</p> <p>また、保養事業に関しては、厚生労働省保険局の「船員保険制度に関する懇談会」において船員保険福祉センターの取扱いが示され、4カ所ある船員保険福祉センターのうち、1カ所は船員保険福祉センターとしての存続に向けた売却手続きを進め、3カ所は廃止することとされた一方で、今後は時代背景や船員ニーズの変化等を踏まえ、より多くの船員保険関係者が利用可能な「新たな福祉事業」の創設について、被保険者及び船舶所有者の意見を伺いながら、協会において検討を行うこととされました。このため、協会では、船員保険関係者で構成する保健福祉事業のあり方に関する検討作業チームにおいて、具体化に向けた検討を開始しました。</p>			
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・航海中において乗組員の中に病気やけが人が発生した場合に、医師から応急処置の助言や指示が受けられる無線医療助言事業や医師による緊急の加療が必要な場合に医師等を海上保安庁の巡視船等により急送する洋上救急医療援護事業など、船員労働の特殊性を踏まえた福祉事業についての着実な実施に努めました。 ・無線医療助言事業については、船員保険病院において実施されているが、この船員保険病院の運営主体が平成26年4月に変更される予定であり、平成24年度においては、事業が円滑に継続実施されるよう関係団体との調整や新たなシステム構築の準備作業等を着実に進めることができました。 ・保養事業については、これまでの取組みに加え、24年9月、「船員保険制度に関する懇談会」において、4つの船員保険福祉センターの取扱いとともに、「より多くの船員保険関係者が利用可能な『新たな福祉事業』の創設について、被保険者及び船舶所有者の意見を伺いながら、協会において検討を進める」とされたことを踏まえて、船員保険労使団体の代表から成るワーキングを開催し、新たな福祉事業の具体化に向けた検討作業に着手しました。 	A	<p><委員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者の意見に十分配慮して引き続き取組みを進めるべきである。 ○福祉事業について、時代環境や船員ニーズの変化等を踏まえた見直しは今後の的確な事業運営のために有意義である。 ○職種が異なる人々に健診の重要性を理解させる難しさはあるが、協会からの指導を強く希望する。 ○他の関係団体への業務委託や協力を得て、船員労働の特性を踏まえた福祉事業を展開しており、船員保険の保険者としての新たな活動ともいえる。今後の展開を期待したい。 	<p><最終評価></p> <p>●福祉事業の着実な実施に向け、被保険者の意見に十分配慮しつつ、ニーズを踏まえた見直しを行うことが必要である。</p>	B